

監査公表第12号

地方自治法第199条第4項の規定に基づき実施した、教育委員会に係る定期監査の結果を同条第9項の規定により、別紙のとおり公表する。

平成27年12月24日

敦賀市監査委員	安久	彰
同	中村	淳
同	山崎	法子

## 平成27年度教育委員会に係る定期監査結果報告

### 1 監査の実施日

平成27年9月30日（水）、10月1日（木）、10月28日（水）

### 2 監査の対象

教育政策課（ハートフル・スクール、各幼稚園）、教育施設管理室、学校給食センター、生涯学習課（生涯学習センター、南、西、愛発公民館を除く各公民館、プラザ萬象）、図書館、少年愛護センター、少年自然の家、文化振興課、博物館・みなとつるが山車会館、市民文化センター、スポーツ振興課（総合運動公園）、国体推進課（以下「各課等」という。）に係る財務に関する事務の執行及び事業の管理状況

### 3 監査の方法

監査は、予め提出を求めた調書及び関係諸帳簿を照合し、必要に応じ関係職員の説明を聴取して財務及び事務事業の執行管理が適正に行われているか否かについて確認を行った。

### 4 監査の結果

各課等における予算の執行、事務処理、統一減免基準適用による使用料の徴収については、おおむね適正に行われていると認められたが、次の事項については、改善等必要な措置を講じられたい。

#### (1) 各種補助金について

交付団体の活動状況等を十分把握し、補助基準等を十分精査したうえで適正な補助金の支出及び団体事業の指導に努めていただきたい。

また、実績報告書と併せて、補助金交付団体の機関決定を経た監査報告書を、出納閉鎖日までに提出させ、適正な執行管理をしていただきたい。

#### (2) 奨学育英貸付資金について

回収困難な案件については、個々の状況を把握し、債権回収分野との連携を考慮にいれながら、債権管理マニュアル等の作成を検討するなど適切な指導と返還催促に努められたい。

(3) 超過勤務について

超過勤務の特に多い職員の状況把握と健康管理に十分注意を払うとともに、特定の職員に超過勤務が集中しないよう業務の配分に留意されたい。

(4) 公金の取り扱いについて

所管課において各職員が公金の取扱及び会計年度独立の原則について理解したうえで、適切な事務処理が行えるよう、手順についてマニュアル化するとともに、職員相互のチェック及び上位職員によるチェック体制を整備するなどして、現金徴収に係る事務処理を適正に行われたい。